

「追 補 版」

1. 「住宅リフォーム業者のための 知っておきたい関係法令の手引き」の留意点

この「住宅リフォーム業者のための 知っておきたい関係法令の手引き」では、現行の基準に適合する建築物についてのリフォームを前提としています。したがって既存不適格建築物については、状況に応じて、本書で紹介した事項以外に別途注意が必要です。

2. 「住宅リフォーム業者のための 知っておきたい関係法令の手引き」正誤表

ページ	誤	正
P9 欄外	※2 四号建築物とは 次の両方に該当する建築物	※2 四号建築物とは 特殊建築物を除く、都市計画区域、準都市計画区域、準景観地域又は知事が指定する区域内における建築物で、次の両方に該当する建築物
P9 欄外	・都市計画区域、準都市計画区域、準景観地域又は知事が指定する区域内における建築物	削除
P12 フロー図 内	H 1 7 制定[建築関係法令 耐震改修促進法の制定年]	H 7 制定
	S 5 4 制定[民法その他関係法令 特定商取引法法の制定年]	S 5 1 制定
P13 3行目枠 内	→新耐震設計(昭和56年) →木造建築物の軸組の設置基準(平成11年)	(公布年で記載する) →新耐震設計(昭和 <u>55</u> 年) →木造建築物の軸組の設置基準(平成 <u>12</u> 年)
P14 14行目	工事が完了したときには、建築主は工事完了届を建築主事に提出して、…	工事が完了したときには、建築主は <u>完了検査申請書</u> を建築主事に提出して、…
P65 11行目	建築確認申請が必要となるリフォームでは、…	建築確認申請が必要となるリフォーム、 <u>確認申請が不要でも一定の規模以上のリフォームでは、…</u>